

ICT活用工事（舗装工）実施要領

令和7年1月6日

大阪府都市整備部

1. ICT活用工事

1-1 概要

本要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）が発注する工事において、「ICT活用工事（舗装工）」を実施するため、必要な事項を定めたものである。

受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工にICT施工技術を活用する場合はそれぞれ実施要領及び積算要領を参照すること。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

なお、起工測量の実施時期については着工時を原則とするが、より効果的な出来形管理ができる場合は協議して時期を変更できるものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

ただし、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MCモーターグレーダ
- 2) 3次元MCブルドーザ

※MC：「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1－2③による舗装工事の施工管理において、下記１）～５）に示す方法により、ＩＣＴを活用した施工管理を実施する。

（１）出来形管理

下記１）～５）のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ５）その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

なお、表層については面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、１）～５）を適用することなく、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、⑤によって納品するものとする。表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

⑤ 3次元データの納品

1－2①～⑤のうち実施したすべてのデータを完成図書として電子納品する。

1－3 ＩＣＴ活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事（発注工種）は「舗装工事」、「土木一式工事」を原則とし、下記（１）～（３）に該当する工事とする。

（１）対象工種・種別

ＩＣＴ活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記表-2とする。

《表－2 ＩＣＴ活用工事の対象工種種別》

工事区分	工 種	種 別
・ 舗装 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ舗装工
・ 築堤・護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工

（２）適用対象外

- ・ 歩道部の施工、及び供用区間で通行規制を伴う車道部の施工は適用対象外とする。

- ・従来施工において、舗装工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（３）対象規模

ＩＣＴ活用工事（舗装工）の対象規模は、１－３（１）対象工種を条件とし、数量は「２－１ 発注方式」に記載のとおりとする。

２．ＩＣＴ活用工事の実施方法

２－１ 発注方式

ＩＣＴ活用工事の発注は、原則として下記の（１）～（３）によるものとするが、工事内容及びＩＣＴ施工機器の普及状況等を勘案し決定する。ただし、総合評価落札方式の評価項目となる等の場合はこの限りではない。

（１）発注者指定（完全）型

１）以下の条件を目安として、発注者が設定した舗装工を含む工事に適用する。

- ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね２．０億円以上の工事
- ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね０．２５億円以上かつ、路盤面積 3,000m² 以上の工事

２）ＩＣＴの活用範囲は、施工プロセスのうち①～⑤を必須とする。

（２）発注者指定（一部）型

１）以下の条件を目安として、発注者が設定した舗装工を含む工事に適用する。

- ・ 予定価格が概ね０．３５億円以上２．０億円未満かつ路盤面積 3000m² 未満の工事
- ・ 予定価格（消費税を含む）が概ね０．２５億円以上０．３５億円未満かつ、路盤面積 1,000m² 以上 3,000m² 未満の工事

２）ＩＣＴの活用範囲は、施工プロセスのうち①②④⑤を必須とする。

（３）施工者希望型

（１）（２）以外で舗装工を含む工事に適用する。

２－２ ＩＣＴ活用工事（舗装工）の実施協議

ＩＣＴ活用工事の実施にあたっては計画段階で以下のとおり協議を行うものとする。また、実施段階で得られた各種データおよび検討内容は発注者に十分説明し共有するものとし、施工計画検討会や協議等に積極活用するものとする。

（１）発注者指定（完全）型

受注者は、ＩＣＴの活用内容等について発注者と別紙「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議する。

（２）発注者指定（一部）型

受注者は、ＩＣＴの活用内容等について発注者と別紙「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議する。

るとともに、発注者が指定した当初の活用範囲を受注者の提案・協議により拡大することができる。

（３）施工者希望型

受注者は、対象工事のうちＩＣＴを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（舗装工）として実施することができる。

３．工事成績評定における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。

☐ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は１点の加点とする。

☐ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でＩＣＴを活用した工事。

※本項目は２点の加点とする。

※ＩＣＴ活用による加点は最大２点の加点とする。

ただし、ＩＣＴ活用施工を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

（１）発注者指定型

ＩＣＴ活用工事が実施されなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合や、ＩＣＴ建設機械により施工できない場合がある等、受注者の責によらない場合はこの限りではない。

（２）施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

４．ＩＣＴ活用工事（舗装工）の導入における留意点

受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を活用できるように、以下を実施するものとする。

４－１ 施工管理、監督・検査の対応

ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている出来形管理要領、監督検査要領（表－１【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 工事費の積算

積算は以下によるものとする。なお「土木工事標準積算基準書」等、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）に読替内容がある場合は、適宜それに従って読替を行うものとする。

（１）発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」（以下「実施方針」という）の別紙－２７「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領」に基づく積算を実施するものとする。

また、積算時点で国土交通省の標準となっている費用計上も適用可とする。

受注者が、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ＩＣＴ活用について協議を行う際には、「１－２①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

発注者は契約後の協議において、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。ただし、当初においてすでに契約事項となっている場合はこの限りではない。

※積算要領は国土交通 HP を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

（２）施工者希望型における積算方法

発注者は、従来積算基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの協議によりＩＣＴ活用施工を実施する場合、「ＩＣＴの全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）」（以下「実施方針」という）の下記１）に基づき別紙－２７「ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領」設計変更するものとする。

また、発注者は、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示する。

※１－２に示す施工プロセス①～④の一部のみを実施する場合も、当面の間、当該部分を対象に、設計変更の対象とする。ただしその場合⑤は必須とする。また、発注者指定型（一部）型において必須でない項目について実施する場合についても設計変更の対象とする。

4-3 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ＩＣＴ活用工事の推進を目的に官民等を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

4-4 対象工事の報告

I C T舗装工を指定型として発注する際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。また、受注者からI C T舗装工を希望する旨の申し出があった際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。

技術管理課は、発注状況等の調査を適宜行い、調査結果をとりまとめることとする。

4-5 アンケートへの協力

受注者は、完了届提出から完了検査までの間に別紙の「I C T活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

5. その他

この要領に定めない事項については、別途定めることができる。

《表-1 I C T施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／3次元出来形管理等施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量	—	○	○	①、②、⑥	舗装
	トータルステーション等光波方式による起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量	—	○	○	①、③	舗装 付帯構造物 設置工
	トータルステーション（ノンプリズム方式）による起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量	—	○	○	①、④	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーによる起工測量／出来形管理技術（舗装工）	測量	—	○	△	①、⑤	舗装
I C T建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術	出来形計測	I C T建設機械	○	△	—	

【凡例】 ○：適用可能、△：一部適用可能、—：適用外

<関連要領等一覧>

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
- ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ③ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ④ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ⑥ 地上レーザースキャナを用いた公共測量マニュアル（案）国土地理院